

○定額減税の実施方法

定額減税の対象となる方は、徴収方法に応じてそれぞれ次のとおり減税を実施します。

※複数の徴収方法がある方の控除は、給与の特別徴収>普通徴収>年金の特別徴収の順に適用されます。

・定額減税徴収方法

1 給与の特別徴収（給与天引き）の方

通常の徴収方法とは違い、定額減税の対象の方は令和6年6月分は徴収されず、**定額減税「後」**の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの計11回に分割して、徴収されます。

※定額減税の対象とならない方は、通常どおり令和6年6月から徴収となります。

	通常であれば、本年6月から翌年5月の計 12 回で分割して徴収されます。											
通常	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5



	令和6年6月は徴収せず、令和6年7月から令和7年5月の計 11 回で分割して徴収されます。											
定額減税	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5

2 普通徴収（納付書や口座振替等）の方

定額減税「前」の税額の第1期分（令和6年6月）から控除します。第1期分で控除しきれない場合は第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。

	4期（4回）に分割して徴収されます。			
通常	R6.6	R6.8	R6.10	R6.12
	第1期	第2期	第3期	第4期


	まず、第1期分（6月）から控除されます。			
定額減税 ①	 R6.6	R6.8	R6.10	R6.12
	第1期	第2期	第3期	第4期

	控除しきれない場合は第2期分（8月）から順次控除します。			
定額減税 ②		 R6.8	R6.10	R6.12
	第1期	第2期	第3期	第4期

3 年金特別徴収（年金での天引き）の方

定額減税「前」の税額を令和6年10月分の年金から定額減税を行い、控除しきれない場合は令和6年12月分以降で順次控除を行います。

	前年度の税額の1/2を3期（3回）に分割し、徴収します。			当年度分の税額から仮特別徴収分を除いた税額を3期（3回）に分割し、徴収します。		
通常	R6.4	R6.6	R6.8	R6.10	R6.12	R6.2
	仮特別徴収（仮年金天引き）			特別徴収（年金天引き）		

	仮特別徴収では、控除しません。通常と同じく徴収します。			令和6年10月分から控除されます。控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から順次控除されます。		
定額減税	R6.4	R6.6	R6.8	 R6.10	R6.12	R6.2
	仮特別徴収（仮年金天引き）			特別徴収（年金天引き）		

4 特別徴収と普通徴収の両方で納税されている方（併徴）

まず、上記「1給与特別徴収」のとおり、減税後の税額を令和6年7月のから翌年5月分までの計11回に分割して均等に徴収を行います。給与の特別徴収で減税しきれない場合は、その残りの額を「2普通徴収」の方法で差し引きます。